

令和8年5月7日

高畑小学校保護者 各位

大田区教育委員会
大田区立小学校学校
校長 室伏 亜紀

児童生徒用タブレット端末等の貸与について（依頼）

この度は、お子様の御入学おめでとうございます。

大田区立高畑小学校では、文部科学省が提唱する GIGA スクール構想に基づきタブレット端末の貸与を行っております。タブレット端末等の貸与にあたり、下記の通りお知らせいたします。

保護者の皆様には、御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 貸与物品

- ・児童生徒用タブレット端末（ASUS 社製 Chromebook）※キーボードが取り外せるデタッチャブル型
 - ・大田区オリジナル手帳型ケース
 - ・電源アダプタ
 - ・端末純正タッチペン
 - ・手帳型ケースストラップ
 - ・モバイルルーター
- ※学校ごとの運用に応じて活用
※学校ごとの運用に応じて活用
※インターネット環境の無いご家庭のみ貸与



本体・手帳型ケース



電源アダプタ

タッチペン



ケースストラップ



モバイルルーター

2 貸与期間

貸与期間は、大田区立高畑小学校に在籍する期間です。卒業する際、貸与物品はすべてご返却いただきますので、大切に扱うようお願いいたします（学校ごとでの管理となるため、区内転校であっても、転校の場合はご返却いただきます）。

3 ご依頼事項

(1) 貸与申請書の記入

児童生徒用タブレット端末等の貸与にあたっては、別紙1「大田区学習者用タブレット等貸与要綱」に基づき、別紙2「(第2号様式) 学習者用タブレット・モバイルルーター貸与申請書」を記載いただくこととしています。必要事項をご記入の上、以下の期限までに学校へ御提出ください。

提出期限 5月 15日(金)まで

なお、家庭学習での活用のため、児童生徒用タブレット端末を自宅へ持ち帰る場合がございます。大田区では、ご家庭にインターネット環境がない場合、モバイルルーターの貸与を行っておりますので、モバイルルーターの貸与が必要な場合は、貸与申請書へ記載の上ご提出ください。

(2) 貸与物品が紛失、破損した場合の弁償について

貸与物品はすべて、大田区でリース契約している物品となります。故意による破損や紛失が発生した場合には、別紙1「大田区学習者用タブレット等貸与要綱」に基づき、弁償等の対応をお願いする場合があります。お子様には大切に扱っていただくようお願いください。

なお、弁償価格については、以下のとおりとなります。

物品	価格(税込み)
児童生徒用タブレット端末 本体	48,900
児童生徒用タブレット端末 キーボード	14,300
大田区オリジナル手帳型ケース	5,500
電源アダプタ	5,500
端末純正タッチペン	6,600
手帳型ケースストラップ	800
モバイルルーター	19,800

(3) 児童生徒用タブレット端末の活用について

大田区では、児童生徒用タブレットを使用するにあたって Google アカウントと学習プラットフォーム「まなびポケット」を利用しています。各アカウントは学校からの申請に基づき、大田区指導課にて作成いたしますのでご承知おきください。

【問合せ先】

大田区立高畑小学校

電話：03-3732-8335

タブレット端末等の機器に関すること
指導課 学校支援担当 電話：03-5744-1696

タブレット端末等機器の活用に関すること
指導課 指導主事 電話：03-5744-1435